

議事日程(第6号)

平成25年3月19日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第10号 高鍋町持田地区高齢者福祉センターの指定管理者指定について
- 日程第2 議案第11号 町道路線の廃止について
- 日程第3 議案第12号 町道路線の認定について
- 日程第4 議案第13号 高鍋町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第14号 高鍋町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第15号 道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第7 議案第16号 高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第18号 高鍋町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第9 議案第19号 高鍋町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第20号 高鍋町風致地区内における建築等の規制に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第21号 平成25年度高鍋町一般会計予算
- 日程第12 議案第17号 高鍋町指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第13 議案第22号 平成25年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第14 議案第23号 平成25年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第15 議案第24号 平成25年度高鍋町下水道事業特別会計予算
- 日程第16 議案第25号 平成25年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第17 議案第26号 平成25年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第18 議案第27号 平成25年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
- 日程第19 議案第28号 平成25年度高鍋町水道事業会計予算
- 日程第20 発議第2号 地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書
- 日程第21 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第22 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第23 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第10号 高鍋町持田地区高齢者福祉センターの指定管理者指定について
- 日程第2 議案第11号 町道路線の廃止について
- 日程第3 議案第12号 町道路線の認定について
- 日程第4 議案第13号 高鍋町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第14号 高鍋町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第15号 道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第7 議案第16号 高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第18号 高鍋町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第9 議案第19号 高鍋町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第20号 高鍋町風致地区内における建築等の規制に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第21号 平成25年度高鍋町一般会計予算
- 日程第12 議案第17号 高鍋町指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第13 議案第22号 平成25年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第14 議案第23号 平成25年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第15 議案第24号 平成25年度高鍋町下水道事業特別会計予算
- 日程第16 議案第25号 平成25年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第17 議案第26号 平成25年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第18 議案第27号 平成25年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
- 日程第19 議案第28号 平成25年度高鍋町水道事業会計予算
- 日程第20 発議第2号 地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書
- 日程第21 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第22 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第23 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

---

出席議員（15名）

- |           |            |
|-----------|------------|
| 1番 水町 茂君  | 2番 徳久 信義君  |
| 3番 岩崎 信や君 | 5番 緒方 直樹君  |
| 6番 池田 堯君  | 7番 中村 末子君  |
| 8番 黒木 正建君 | 10番 後藤 隆夫君 |

11番 青木 善明君	13番 永友 良和君
14番 時任 伸一君	15番 八代 輝幸君
16番 津曲 牧子君	17番 柏木 忠典君
18番 山本 隆俊君	

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 壺岐 昌敏君	事務局補佐 鳥取 和弘君
議事調査係長 山下 美穂君	

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 小澤 浩一君	副町長 …………… 川野 文明君
教育長 …………… 萱嶋 稔君	教育委員長 …………… 黒木 知文君
農業委員会会長 …………… 渡瀬 俊弘君	代表監査委員 …………… 黒木 輝幸君
総務課長 …………… 間 省二君	政策推進課長 …………… 森 弘道君
建設管理課長 …………… 芥田 秀則君	農業委員会事務局長 …… 長町 信幸君
産業振興課長 …………… 田中 義基君	会計管理者兼会計課長 …… 井上 敏郎君
町民生活課長 …………… 三浦 敏君	健康福祉課長 …………… 河野 辰己君
税務課長 …………… 原田 博樹君	上下水道課長 …………… 日野 祥二君
教育総務課長 …………… 三嶋 俊宏君	社会教育課長 …………… 中里 祐二君

---

午前10時00分開議

○議長（山本 隆俊） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、後藤隆夫議員。

○議会運営委員会委員長（後藤 隆夫君） おはようございます。御報告を申し上げます。

去る3月15日、一般質問終了後に正副議長室におきまして、議会運営委員会を開催をいたしましたので、その結果について御報告を申し上げます。

今期定例会に付議されました案件は、36件でございます。同意3件、諮問3件、規約の変更1件、不動産の取得1件、補正予算7件、決算の認定1件、意見書の提出1件、このことにつきましては、既に本会議におきまして審議を終え、残りの議案19件につきましても、各常任委員会及び特別委員会にその審査を付託され、それぞれ審査を終えたところでございます。

新たに議員提出議案1件が追加提出されております。その内容について事務局より説明

を受け、慎重に審議を行いました結果、本日の日程に追加し、審議を行うことで出席委員全員、意見の一致をみたところでございます。

議員各位の御協力をお願い申し上げ、御報告といたします。

○議長（山本 隆俊） 本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり1件を追加提案し、お手元にお配りしましたとおり、議事を進めます。

---

日程第1. 議案第10号

日程第2. 議案第11号

日程第3. 議案第12号

日程第4. 議案第13号

日程第5. 議案第14号

日程第6. 議案第15号

日程第7. 議案第16号

日程第8. 議案第18号

日程第9. 議案第19号

日程第10. 議案第20号

日程第11. 議案第21号

○議長（山本 隆俊） 日程第1、議案第10号高鍋町持田地区高齢者福祉センターの指定管理者指定についてから、日程第11、議案第21号平成25年度高鍋町一般会計予算まで、以上11件を一括議題といたします。

本11件は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務環境常任委員長の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○総務環境常任委員会委員長（中村 末子君） 7番。おはようございます。

総務環境常任委員会に付託された議案第14号高鍋町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、議案第21号平成25年度高鍋町一般会計予算中、関係部分について、その経緯と結果について報告いたします。

審査日時は3月8日から13日の4日間です。審査場所は第一委員会室において、常任委員全員出席、要点筆記事務局長、関係課職員出席の説明及び資料提出の上、慎重に審査を行いました。

まず、議案第14号高鍋町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について。この案件は第2次地方分権法に伴い、地域の自主性と自立を促すもので、環境省令で定められていた基準で、技術管理者の資格について条例として改正するものとの説明がありました。

委員より、資格取得者数について質疑があり、ごみ処理などのほとんどの業務を委託している関係で、職員の資格取得者は1名であるが、委託業者については資格取得者につい

ては確認しているとのことでした。

ちなみに、高鍋町職員の資格取得者は提出された資料に基づいて第8条資格の種類は、第4項の研修などによって資格取得できる条件によるものとの説明がなされました。

以上で、審査を終了し討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案21号平成25年度高鍋町一般会計予算中、関係部分については審査日程順、主なものを報告いたします。

会計課関係では、例年と比較して大きな変動はみられないものの、町村会長宛に提出された、窓口業務を行っている各金融機関から窓口収納手数料について、現行は1件当たり10円であるが、平成25年度で20円、平成26年度で30円とする要望を聞き入れ、決定した通知により、平成25年度は20円で窓口収納を行うとの説明がありました。

次に、政策推進課関係部分です。歳入関係では昨年度比較で減額されたものは、実績に伴い計算し直したものの、特に地方特例交付金については、子ども手当、エコカー減税などが廃止されたが、年少扶養控除等がなくなり、歳入が増加すると見込まれることによるものとの説明でした。

県支出金では、緊急雇用創出事業臨時特例基金市町村補助で、現在ラジオで行っている高鍋町をアピールできる番組として、金曜日お昼にラジオ放送されているものをテレビでも活用できるとのことで、5分間ではあるが確保したとの説明がなされました。

委員からどのような流れになるのかとの問いに、実質的には制作会社との契約となるが、NHK以外の2社で企画を出していただくことになるとの説明でした。

また、ふるさと納税者の方に高鍋町の名産品を送っているが、10万円の方には5,000円相当のふるさと産品を送る予定であるとの説明がありました。

町債について説明がありましたが、教育費、町体育館大規模改修について、委員より、工事についてどうなるのか詳細説明が求められました。答弁では、形だけは残ると考えますが、外観からほとんど変わると思います。期待していただきたいとの答弁がありました。

企業立地に関して、コーディネーター月5万円報償費と別に成功謝礼金50万円が計上されている。委員から町史編さんについては、どのように推移するのかとの問いに、本格的に永井さんを代表として、町のOB3名、教職員OB2名で1982年から30年分について行うとのことでした。

その他、金額的にみて8,000円と少ない鉄道整備期成同盟に関して、高鍋の玄関口として、もっと要望する必要があるとの議員からの要望がありました。

次に総務課関係では、交通安全、自衛官募集、消防関係、選挙管理委員会関係など総合的な内容があり、それぞれに分けて報告となれば時間がかかりますので、委員から質疑があったものを中心に報告いたします。

歳入関係で、土地貸付収入がありますが、蚊口浜33件ほか14件の普通財産貸し付けと行政財産をNTT、九州電力へ貸し付けているとの説明でした。委員より、蚊口浜の貸

し付けについては住まなくなったら取り壊し、返還することになっているが、空き家があるがなぜかとの問いに、施設入所された方が一時帰宅する場合があるので、このまま貸し付けてほしいと要望されていると答弁がありました。

施設協力金として、職員が駐車場利用に関して1人1,000円、3月時点で146名の協力金収入があるが、そのうち40万円は基金として積み立てるが、町章入りの作業服、清掃委託を行っていない庁舎、上下水道課、教育委員会、歴史資料館について、年1回のトイレ清掃料として利用していることなどが報告されました。

また、委員から積み立てを行っている40万円の使途についてはあるのかとの問いに、職員からの要望で駐車場整備に使いたいと考えているとの答弁がありました。

行政事務連絡員報酬に関しては、委員より全地区におられるのか、また金額はどの問いに、84地区自治公民館に配置されている。また、平成21年度から均等割りが5,000円減額の5万1,000円、世帯割り1,050円が950円に引き下げられたとの説明がなされました。

委員から消防関係のSOSネットワークへの加入者が少ないようだが、啓発活動はどうしているのかとの問いに、ホームページやイベントごとに加入促進を促している状況であり、2月末で2,155名が登録しているとのことでした。

なお、今回の予算に今までは200件しか配信できないので、全部の加入者への配信について時間差が生じているものを、セコムサーバー利用で1回で配信できるように委託料を組んだとの説明がなされました。

委員から、消防組合費負担金があるが自治体ごとに違うのかとの問いに、自治体ごとに基本のお金と人口割りで配分されているとの説明でした。

選挙管理に関しては、7月に行われる参議院選挙費用の計上があるとの説明でした。

次に上下水道課関係です。合併浄化槽については、国は3分の1補助であるが、県に関しては、基準財政需要額に応じて配分されるため、3分の1ではないが、住民助成に関しては3分の1負担であり、一般会計からの持ち出しを行っているとの説明でした。なお、平成25年度は66基を予定しているとのことでした。

次に、町民生活課関連です。町民生活課では住民基本台帳などと環境関連予算があり、それぞれに説明、審議されました。

委員から環境関連について、ゴミ袋を2箇所結ぶようになっているがとの問いに、基本的に結ぶことになっているとの説明でした。

また袋製造会社が違うため、名前記入欄が開かないとだめになったことによる不便さが名前記入をおくらせるのではないかと懸念が示されました。

新規事業として、システム改修委託の中に災害時対応の戸籍について、今まで高鍋町に正本、法務局に副本があったが、北海道への副本管理センター、データを直接送るシステムになるとの説明がありました。

また、エコクリーンプラザへの貸し付けについて状況説明が求められました。まだ民事

訴訟中であるが、現在書類のやりとりで終わっており、本格的な内容までには入っていないとの見解が示されました。

次に、税務課関係です。歳入では、法人住民税が減額することなどの説明がなされました。固定資産税については、平成24年10月の調定額掛ける、増減見込み額掛ける、収納率0.98で算定、土地、償却資産関係での伸びが見込まれるとのことでした。

歳出では、今年度から収納関係で、住民みずからの納税意識を高める啓発活動を行った経過を踏まえ、徴収嘱託員を今まで2名だったのを1名体制とするとの説明でした。

委員より、介護、保育料など多岐にわたる滞納に対して、1名体制で大丈夫かとの問いに、大丈夫だと見込んだからこそ1名体制でいくとの力強い答弁がありました。

それに伴い、借り上げている携帯電話の経費もわずかでも削減されています。

委員より、公売について質疑があり、裁判所を通したものは競売ですが、自治体などが行うのは公売とします。

また、公売について説明で、昨年度は消耗品予算がなかったため、今年は計上したとの説明だったがとの問いに、昨年は熊本御船町など公売を行っている県外から公売に必要な機材を借り受け、自分たちで解決できるもの、買わないとできないものを検討し、必要なものだけを買うことを決定したとの答弁がありました。

このような1つの予算を計上するにも検討して、必要なものだけを購入するというある意味、商売感覚で運営されることについて感嘆の声が上がりました。

次に、議会事務局関係です。議会事務局は、議会、公平委員会、監査委員費を担当しており、順次説明がありました。議会費関係では、議員年金廃止に伴う負担金は、昨年度比較で5%減、旅費について関係町村の調査を行い、行政調査費が5万6,800円から8万円に引き上げられたことなど説明がありました。

委員より、印刷製本について議会報の予算が少なく、苦勞していることが述べられました。答弁では、町広報予算とのからみもあるが、要望があれば補正などの要求も行いたいとの答弁がありました。

次に、公平委員会予算について説明がありました。事案もなく、研修会、総会などの参加経費とのことでした。

次に、監査委員費です。職員1名分と識見監査、議会代表監査への報酬、研修費用などとの説明がありました。

以上で、審査を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

○議長（山本 隆俊） 以上で、総務環境常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第14号高鍋町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第21号平成25年度高鍋町一般会計予算中、関係部分に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務環境常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、岩崎信や議員。

○産業建設常任委員会委員長（岩崎 信や君） 3番。

産業建設常任委員会に付託された議案について、審査した経過と結果について報告いたします。

日時は、3月8日から13日の間の4日間です。審査は産業建設委員全員、審査会場は第3委員会室です。関係課長、職員の出席を求め、審査を行いました。

今回、本委員会に付託された議案は、議案第11号町道路線の廃止について、議案第12号町道路線の認定について、議案第15号道路※占有料徴収条例の一部改正について、議案第19号高鍋町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第20号高鍋町風致地区内における建築等の規制に関する条例の制定について、そして議案第21号平成25年度高鍋町一般会計予算中、関係部分です。

初めに、建設管理課関係です。議案第11号町道路線の廃止についてと、議案第12号町道路線の認定については、関連しているので一括して審査しました。

今回の廃止と認定については、国道10号、県道の木城高鍋線、高鍋高岡線の建設改良に伴う町道のつけかえであり、廃止が17路線、認定が34路線、ほかの路線との重複があるため、その箇所分割するものであり、また工事に伴い、起点と終点を変更するものとの説明がありました。

委員より、起点をあらわすくいがあるのかとの質疑に、ないとの答え。また、細かく分割認定した理由を尋ねられ、改良が行われたところから正確な実延長で認定するとの答弁でした。

次に、議案第15号道路※占有料徴収条例の一部改正についてです。——大変失礼いたしました。「占有」と申しておりますが、道路「占用」でありました。申しわけありません。訂正いたします。

議案第15号道路占有料徴収条例の一部改正についてです。平成25年4月1日から道路法施行令の一部が改正され、太陽光発電及び風力発電設備と津波避難施設が、道路占有許可対象物件に追加されることにより、改正を行うものとの説明がありました。

委員より、具体的にはどういうことを指すのかという質問に、道路として認定されているが、実際には道路として使用されていないところを利用するときに適用となるとの答えでした。

※後段に訂正あり

また、このような施設が道路を利用するような計画はあるのかとの問いには、現在は無いとの答弁でした。

次に、議案第20号高鍋町風致地区内における建築物の規制に関する条例の制定についてです。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の一部施行に伴い、風致地区内における建築等の規制に係る政令の一部、10ヘクタール以上の風致地区に係る条例の制定権限が、県から市町村に委譲されることにより、条例の制定を行うものであり、風致地区を指定している市町村は、宮崎市、日向市、延岡市、都城市、高原町と本町であり、本町では舞鶴公園周辺であるとの説明がありました。

委員より、風致地区とは何かと質問があり、都市計画法で定められていて、昔なじみの趣とか味わいがある地区のことであるとの答え。さらに、景観と同じかと尋ねられ、同じとの答弁でした。

このあと、地図を見ながら場所の確認を行いました。また、景観条例の制定については、25年の12月議会を予定しているとのことでした。

次に、議案第21号平成25年度高鍋町一般会計予算中、関係部分です。

初めに、主な事業として、社会資本整備交付金事業55%の補助で行う東光寺・鬼ヶ久保線の補償、中嶋・中河原線の改良工事、新たに天神鶴・茂広毛平付線を避難道路として拡幅するための測量、さらに橋りょうの修繕を5箇所との説明がありました。

次に、それぞれの費目に従っての説明がありました。

商工費は、高鍋駅前駐車場の管理費です。土木費のうち、土木管理費として高鍋大橋歩道橋開通記念式典委託、里道・水路の補修、また建築物耐震改修等事業補助金として、耐震診断5件、耐震改修5件との説明がありました。

河川費として、水門操作委託は建設業協会高鍋町支部に、脇地区急傾斜崩壊対策事業負担金は県の工事の10%との説明でした。

そのほか、都市計画費、公園管理費、住宅管理費などについての説明の後、質疑を行いました。

委員より、中嶋・中河原線はいつごろできるのかと質問があり、26年の末までにはとの答えでした。

次に、東光寺・鬼ヶ久保線はどの問いには、30年のころまでにはとの答えでした。

さらに天神鶴・茂広毛平付線の概要については、2車線で、片側に歩道を設置するとの答弁でした。

橋りょう修繕についてどのようにするのかとの質問があり、2年前に1度点検をして、悪いところはわかっているので、橋に合わせて長寿命化という考えで修繕する考えであるとの答弁。

次に委員より、建築物耐震改修等事業補助金の内訳について質問があり、耐震診断が5万4,000円の5件、改修工事が50万円の5件との説明でした。

さらに、これはいつから行っているのかという質問には、診断は平成17年度から、改

修工事は24年度からとの答弁でした。

さらに利用状況を尋ねられ、24年度は診断が9件、このうち2件が改修工事を行った。また補助には限度があり、3分の1補助で最大50万円との答弁でした。

また、高鍋大橋の歩道橋開通記念式典について、どのようなものかとの質問に、町主催で行うもので150名程度の規模で行う予定との答え。また予算の200万円については、テント、音響、司会など一式についてイベント会社に見積もりをとったものであるとの答弁でした。

次に、上下水道課関係です。議案第21号平成25年度高鍋町一般会計予算中、関係部分です。

土木費のうち、都市下水路費と公共下水道費について説明がありました。

委員より、下水路のしゅんせつはどこを予定しているのかと尋ねられ、上江と、火月を予定している。また、下水路の上部の樹木はどうするのかという問いには、浚せつの障害になるものは切るとの答弁でした。

また、都市下水路は幾つあるかとの問いには、3路線あるとの答弁がありました。

次は、農業委員会です。議案第21号平成25年度高鍋町一般会計予算中、関係部分です。農業委員会は年12回行われていることや、農業者年金、農地のあっせんについての説明がありました。

委員より、農地あっせん委員2名はどのように決めるのかと尋ねられ、1人は担当地区の委員で、もう1人は順番であるとの答弁でした。

さらに、負担金の中で農業後継者結婚相談連絡協議会というのがあるが、去年はどのようなことを行ったのかと質問があり、お見合いを2回した。前の年に行ったお見合いの中で、去年1組が結婚したとの答弁がありました。

次に、耕作放棄地はふえているかとの質問には、流動性がある、水田で用水路のないところや狭い敷地のところでふえているとの答弁です。

次に、農地と後継者の関係について問われ、効率のよい経済的な農業を進めるために、広い農地が必要となってきた。必要な後継者はそろっている。新たに農業生産法人の設立はふえている。そしてまた、新規就農希望者もふえているとの答弁でした。

次に、産業振興課関係です。初めに、議案第19号高鍋町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の制定についてです。3月中に竣工し、4月1日から稼働する高鍋町農産物加工施設について、趣旨、設置、使用許可、使用制限、使用料などについて、各条ごとに説明がありました。

第2条の目的とは、設置の目的であり、加工食品の開発や地場産業の育成を図るもので、これに合致すれば多くの方が利用できるものである。

第4条中の「町長は立ち入りを拒否し」とあるのは、「加工施設を利用するものは、町長の許可を受けなければならない」という第3条に係るもので、個人の利用を拒否するものではない。また、幅広く多くの方に利用していただくため、使用者を限定せず、こうい

う形の条文になったとの説明でした。

委員より、使用料の受け取りについて尋ねられ、精米機はコインを入れるもので、製粉機と加工室の使用料は、囑託職員を管理人として雇用して受け取る予定との答えでした。

また、委員より、使用申し込みについて尋ねられ、製粉機の使用には事前の申し込みはしない、加工室の使用申し込みは産業振興課で受け付けるとの答弁でした。

さらに利用時間について問われ、午前9時から午後9時までで、月曜定休の予定であるとの答えでした。

次に、委員より販売についての質問があり、この施設は加工食品の開発を目的としているため、この施設で作ったものを販売することはできないが、ここで製粉したものを別な場所で加工しての販売はできるとの答弁でした。

次に、議案第21号平成25年度高鍋町一般会計予算中、関係部分です。

農林水産業費として、事業ごとに説明があり、特に今年度より新しく始まる埋却地再生整備事業費、交流ターミナル検討委員会報償費、認定農業者、新規就農者への施設改善のための経営体制補助金、昨年までのひまわり祭りへの補助にかわる美しい農村景観保全補助金、青年就農給付金、蚊口墓地の枯れ松伐倒駆除などについての説明がありました。

商工費としては、県からの推薦を受け、新たに行う新商品開発及び販路拡大支援事業委託料や、高鍋町観光振興基本計画の策定業務委託料、まちなみ景観形成事業補助金や観光協会補助金などについての説明がありました。

委員より「ネクスト！みやざき」の省エネ化促進支援事業の循環扇について尋ねられ、ハウス内の空気を循環して、温度の一定化を図り、経費の削減を目的とするもの、施設園芸の作物が対象で、3分の1の補助で3分の2は自己負担との答え。

次に、埋却地再生整備事業について質問があり、場所ごとに状況が異なるので、個別に調査して工法の決定を行う、基本的には石礫を除去して、50センチくらい表土を入れ、畑としての利用ができるようにするものである。

3年計画で、国、県の全額補助で、梅雨明けの7月ごろからと考えているとの答弁。

委員より、一番広いところはどこかと尋ねられ、小並地区であるとの答弁でした。

さらに、埋却した牛や豚はそのままかとの質問には、国の指示で掘削はしない、また水質などに影響はないかとの質問には、これまでの調査の結果、今のところ異常値は出ていないとの答弁でありました。

老瀬、染ヶ岡、持田地区の農地水事業について、共同事業とは農業施設の維持管理作業に加え、地区の農家と公民館の子供会や老人会と一緒に花を植えたり、側溝の掃除をしたりして地区の景観を守るものであり、向上事業とは農業用排水路の整備などの事業との説明がありました。

次に、県営の尾鈴土地改良事業促進協議会の負担金については、高鍋、川南、都農で負担している、事務局は川南にある。23年度に比べて減少しているのは、24年から国の補助による尾鈴地区国営造成施設管理事業の中で管理して事務を行うことになるために、

協議会雇用の1名の職員が尾鈴土地改良区へ移行したためである。

また補正で減額したのは、同意率が下がったためでなく、同意取得がおくれ、24年度事業費が減額となったためであり、これからも同意書をふやさなくてはならないとの説明がありました。

委員より、高鍋の受益者戸数は何人かと尋ねられ、3条資格者は、197名であるとの答弁。さらに、ほとんどが同意したのかとの質問に72%である、改良区の健全な運営のためには90%はほしい、これからの工事に合わせ、利便性を理解してもらって同意をふやしたいとの答弁でありました。

次に、美しい農地景観形成活動補助金について、委員より、どのような団体に出すのかという質問があり、ヒマワリやコスモスなどを一定規模以上まとまって植え付けを行う団体に出すとの答えでした。

また、観光振興基本計画についての質問には、3年計画、県の単独事業で、平成25年度に計画策定し、26年度、27年度でソフトやハード事業を行う、今まで観光振興のビジョンがなかったが、現在民間主導ではあるが動きが出てきたとの答え。

今後どのように進めるかというときなので、これを機会に官民一緒に観光の計画を確立したい。策定はコンサルタントに委託し、利用者の減っている海水浴場などの検討も考えているとの答えでした。

さらに、観光振興基本計画の策定委員の構成についての質問には、具体的なメンバーは決まっていないが、農業、商業、観光に従事する方や一般の方など15名ほどと考えているとの答弁でした。

次に、観光協会の補助金についての質問では、平成22年度から役場内にあった観光協会事務局をまちなかに移転し、緊急雇用創出事業を活用して、観光協会の自主独立と観光振興の取り組みを進めてきた。さくらまつりや海水浴場の企画運営、花守山整備事業など、観光協会が主体となり取り組む体制となったため、平成24年度補助金から人件費1名分増額したとの答えでした。

委員会での審査が終了後、東光寺・鬼ヶ久保線予定地、新宮田橋など橋りょう、高鍋町農産物加工施設を現地調査いたしました。

全ての審査が終了し、1議案ごとに採決を行いました。

議案第11号町道路線の廃止について、討論はなく、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第12号町道路線の認定について、討論はなく、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第15号道路占用料徴収条例の一部改正について、討論はなく、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第19号高鍋町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の制定について、討論はなく、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第20号高鍋町風致地区内における建築等の規制に関する条例の制定について、討論はなく、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第21号平成25年度高鍋町一般会計予算中、関係部分について、討論はなく、全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（山本 隆俊） 以上で、産業建設常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第11号町道路線の廃止について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第12号町道路線の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

○7番（中村 末子君） 議長。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 1点ですね、先ほどの報告の中でちょっとだけ確認をしておきたいと思います。

起点を示す、くいですね、これはないという報告だったと思うんですが、起点を示すくいがなければ、なかなか見分けがつかないと思うんですが、せっかく町道路線の認定についてということで出されておりますので、これについて例えば、これから処置を講じていくのか、措置をするのかどうかというところまで意見が出されたかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（岩崎 信や君） くいはないという答弁で、それ以上の質問はありませんでした。ただ、この町道路線の認定については、今まで重複していたところを分けて実測に近いものにする、ということでありました。

以上です。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

次に、議案第15号道路占用料徴収条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第19号高鍋町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の制定について、質疑を行います。質疑はありませんか。

○7番（中村 末子君） 議長。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 私は総括質疑の中で、文言の問題についても十分検討していただ

きたいという要望をしておりました。委員会で審査されるということでしたので、当然委員会では、文言に関する問題をちゃんと知識人を経て、召致されて、呼ばれてしっかりと意見を聞かれたと思いますが、その報告がありませんでしたので、どういう形でなされたのかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（岩崎 信や君） 委員長。

総括で討論がありましたので、このことについては、慎重審査いたしました。

文言について、どういう文言が本当に正しいのか、どういうふうにするのが一番わかりやすいのかということ話し合いながら、条例というものはこういうものであるという説明に委員全員が納得いたしました。

また、国語学者を呼んだらというのが提案の中であったのは、重々承知しておりますが、その必要はないという結論に至りました。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 私はどうしてもね、第2条の加工食品の開発や、地場産業の育成を図ることを目的、この目的とね、使用目的と使用する者が全然違っていたら、おかしくなってくると思うんですね。だから私、国語的にちゃんと諮る必要があると。

これ、私ね、何人かの方にお見せしました。そしたら、どうしても、私、誘導したと言われるかもしれませんが、やはり専門的に国語を教えていらっしゃる方にお伺いしたところ、やっぱり主語述語いろんなことから言ったら、これはやっぱり後ろのほう合わないよねって、個人では使用できませんよって、私はどうですかって、この加工食品の開発や地場産業の育成を図ること、この第2条からして、あなたはどういうところが、どういう人たちが使えると思いますかって聞いたんです。

そしたら、これは加工食品の開発をする人とか地場産業の育成を図るから、それ関連の団体もしくは個人で開発するという人もおるかもしれんけれど、企業家など、ある程度NPOの団体などがやっぱ示されるやろうねというお話をされました。

やっぱり私が思ったとおりでなというふうに思ったんですね。だから、私は呼んでいただきたいというふうに申し上げたんです。

そして、そういう判断をしたということで、確かにですね、私、そして討論はしてませんからね、まだね、はっきり言って。総括質疑をしたのであって、質疑と討論は全然違いますからね。それぐらいはちゃんと委員長だからわかっってください。

そして、第2条とほかのところは文言がおかしくならへんかと、おかしくないですかということを私、申し上げたと思うんです。

そこで国語学者を呼ぶ必要がないと判断されたということなんですけれども、でも自分たちで勝手に判断しただけでしょ。何で、専門家をちゃんと呼ばなかったんですか。私はあれで本当、提案したと思うんです。そこのお墨つきがあれば、私の間違いだということ

になるかもしれないじゃないですか。それをちゃんと確認しないで、自分たちだけの判断でそうやってやるちゅうことはおかしいと思うんですよ。

何のために私、総括質疑したかわからないじゃないですか。私、委員会でそういうような雑な扱い方をされるとするのは非常に不愉快です。

○議長（山本 隆俊） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（岩崎 信や君） このことについては、本当に慎重に審査いたしました。ただ、本委員会の中ではそういう結論に至ったということでありませぬ。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

次に、議案20号高鍋町風致地区内における建築等の規制に関する条例の制定について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第21号平成25年度高鍋町一般会計予算中、関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

○7番（中村 末子君） 議長。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 何点かちょっと質疑があったんですけど、報告の中にも入ってましたので、1つだけちょっと確認をさせてください。

公園に子供さんの声が聞こえなくなって、もう本当に久しいんですね。だから、公園の整備計画っていうのが、私は非常に子供たちが利用できるような公園になるのかどうかというのが、非常に楽しみにしている反面、委員会では報告の中にそういうのが、こう、ありませんでしたので、委員さん自身がそういう認識を持っておられないのかどうか、私もわかりませんが、公園についての整備計画ですね、これはどのようにお話があり、また委員からどのような質疑が出され、またそういう質疑が出されなかったとすれば、それは何が原因と考えるおられるのか、あんまり委員長としての私見を聞く場ではありませんけれど、少なくともやはり見回って、街区公園を含めていろんな公園を見てみると、もう子供たちの声とか何かお年寄りの人たちの声すらもう聞こえない状況というのが公園として残っているわけですね。

この公園の活用をどう図っていくのかということは、非常にこれから町長の選挙公約、施政方針にもありますように、子どもがにぎわうまちづくり、やはりどこに行っても親子連れがベビーカーなどを押して、公園に行って話している状況というのが、いろんなのを相談している状況っていうのを、やっぱり想像するだけでもすごく楽しいと思うんですね。

そうやって公園で笑い声が聞こえたり、お弁当を持って行ってピクニックに行ったりとかいうことが、やっぱ家族関係の構築とかできるような状況というのが、本当に今度の公園整備計画でできるのかなと、私、楽しみにしている部分っていうのがあるんですね。

そういうことを視野に入れた形での公園整備計画というのがなされているのかどうか、そこを例えばコンサルタントに頼むとかでいうことではなくて、やっぱりみんなでしっかりと方向性を持った形で、本当に子どもがにぎわうまちづくりを町長の方針に沿った形で、やり遂げるかどうかということについては、委員会でも多分議論になったんじゃないかなというふうに思うんですね。

やはりそこが一番問題ですので、公園の整備計画についてどのような説明があり、また、もし資料がそういうために出されたのであれば、これは後でもいいですので、また資料をいただきたいと私は思います。よろしくをお願いします。

○議長（山本 隆俊） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（岩崎 信や君） 委員長。公園管理費についての説明がありました。街区公園の概要とか、10地区あるとか、またこれらに関する管理費についての説明がありましたが、申しわけありませんが、それ以上の質疑はありませんでした。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

ここで暫く休憩したいと思います。11時から再開したいと思います。

午前10時50分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

続いて、文教福祉常任委員長の報告求めます。委員長、青木善明議員。

○文教福祉常任委員会委員長（青木 善明君） 11番。おはようございます。

平成25年第1回高鍋町議会定例会において文教福祉常任委員会に付託されました議案は、議案第10号高鍋町持田地区高齢者福祉センターの指定管理者指定について、議案第13号高鍋町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について、議案第16号高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第18号高鍋町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、議案第21号平成25年度高鍋町一般会計予算中、関係部分についての5件であります。各議案ごとにその審査の経過及び結果について御報告いたします。

日時は3月8日、11日、12日、13日の4日間、第4委員会室にて文教福祉常任委員全員が出席し、執行当局に担当課関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。また、調査においては12日に高鍋東・西中学校の図書室及び高鍋東小学校の樹木調査に行っております。

それでは初めに、議案第10号高鍋町持田地区高齢者福祉センターの指定管理者指定について。

健康福祉課より、この高鍋町持田地区高齢者福祉センターの指定管理者指定を、高鍋町持田地域まちづくり協議会に指定したいとの説明がありました。

委員より、指定管理者制度は原則公募だが、公募状況についての問いに、高鍋町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第5条の公募によらない指定管理者の候補者の選定等の規定に基づき、施設自体が高齢者福祉を目的とした施設である一方、地域に密着した施設でもあり、指定手続き条例第5条第1項に規定する地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことで事業効果が期待できることが第1点目で、第2点目はこれまでの管理実績から管理運営能力を十分に有していること、第3点目は当初公募を行った時点で現指定管理者1団体しか応募がなかったこと、第4点目として高鍋町持田地域まちづくり協議会は施設の地元6地区、持田団地、染ヶ岡、正祐寺、家床、持田、鴨野で構成される地域まちづくりで、積極的に独自のイベントを行うなど、積極的に地域活動など行っているということで公募は行わなかったとの答弁でありました。

委員より、管理人の選定は、また問題はないのかの問いに、地区協議会が選定し、問題はないとの答弁でありました。

また委員より、使用料は取っているかの問いに、施設目的自体が高齢者の生きがいくりの拠点で、年々高齢化が進んでいるので利用者は60歳以上が多く無料なので、使用料収入は余り見込めないが、反面、生きがいや健康づくりに役立っているとの答弁でありました。

質疑が終わり、採決を行い、議案第10号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号高鍋町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について。

健康福祉課より、障害者自立支援法が平成25年4月1日から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に変更となるため、同条例の法律名の変更を行うものであるとの説明でありました。

質疑はなく、採決を行い、議案第13号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について。

健康福祉課より、地方自治法第244条の2第1項、これは公の施設の設置、管理及び廃止を定めた規定で、この規定に基づき本条例を制定するもので、本条例を制定するに当たり、高鍋町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例に準じ制定を行うものであるとの説明でありました。

委員より、パート採用の選考基準はの問いに、陶芸室で特殊な機械を置くので陶芸の知識がある方が好ましいとのことであり、基本的な大きな枠につきましては町が定めていますパート職員の雇用に準じた取り扱いになるとの答弁でありました。

また委員より、第7条についての問いに、電話では原則受け付けない、3日前までに申請書と使用料を納めること、また、キャンセルする場合は2日前までに届け出をとの答弁でありました。

また委員より、施設の名称が長いのではの問いに、公募により愛称名を募集するとの答弁でありました。

委員より、パートの勤務時間についての問いに、午前9時から午後5時、午後5時から午後10時までの2交代制であるとの答弁でありました。

また委員より、宿泊が可能である施設で、午後10時以降は管理人がいないが、の問いに、午後10時からは自主管理で常時宿泊ができるものではない。宿泊できるのは、学校、子ども会、PTA、生涯学習、生涯スポーツ合宿等で、必ず成人以上の管理責任者がいることの条件で宿泊を認め、何らかの問い合わせ等には職員が対応するとの答弁でありました。

質疑が終わり、採決を行い、議案第16号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号高鍋町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について。

健康福祉課より、条例制定の理由ですが、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号、平成24年5月11日公布）第37条において、準用法第26条の規定に基づきまして、高鍋町新型インフルエンザ等対策本部に関し、必要な事項を定めるため、この条例を制定するものであり、国、都道府県、市町村が所管する事項がそれぞれに決められており、それに基づいた行動計画について近々に県のほうから具体的な対処方法とか対策本部の行うことが示されて、それを受けて、町独自の行動計画をつくることになるということであります。対策本部長には町長、副本部長には副町長を予定、本部員には各課長等を予定しているとの説明でありました。

質疑はなく、採決を行い、議案第18号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号平成25年度高鍋町一般会計予算中、関係する町民生活課の国民年金分、教育総務課、社会教育課、健康福祉課分について、主なものについて御報告いたします。

初めに、町民生活課、国民年金事務費になります。

これは、法定受託事務で歳入では国民年金事務取扱交付金で計上しているとの説明であります。

委員より、未納者数はの問いに、現在は高鍋年金事務所で把握しているとの答弁でありました。

また委員より、一般事務雇いの仕事の内容はの問いに、免除申請や障害者年金の手続等、窓口対応をしているとの答弁でした。

次に、教育総務課です。

教育総務費の事務局費の需用費では人権社会確立第33回全九州研究集会宮崎大会会議資料代が、備品購入費では公用車入れかえ購入が計上してあるとの説明であります。

次に、教育振興費の報酬では外国語指導助手の所得税、住民税の増と、新規事業である学校運営協議会の委員報酬で、報償費では自立支援事業訪問支援員1名増と事業実施期間を拡大したことによる増で、負担金補助及び交付金の補助金では、幼稚園就園奨励費補助

金の国の基準単価適用率を75%から85%に見直ししたことによる増額を計上しているとの説明であります。

委員より、学校運営協議会事業を新規に立ち上げた背景とはの問いに、別名コミュニティスクールともいい、地域に開かれた学校運営を実施すると国も法律にうたっている。家庭、学校、地域が一体となって教育委員会で実施し、地域の積極的な意見を学校運営に反映させていき、また、権限等も強くなり、学校経営の承認もすることになっているとの答弁でありました。

委員より、教育研究所の効果等についての問いに、平成24年度教育研究所報告書によりますと、昨年度は生活科及び総合的な学習の時間を通して、職業観、勤労観、本年度は道徳を通して、生き方、考え方というような異なった視点で研究を深めたことにより、キャリア教育に関してさまざまな考え方及び見方、指導法を学ぶことができたとの答弁でありました。

委員より、幼稚園就園奨励費補助事業についての問いに、幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づき交付しているとの答弁でありました。

次に、東小学校の学校管理費の役務費では校内高木伐採処分手数料で、使用料及び賃借料ではAED使用料が総務課予算から各課予算となったため、借上料ではコピー機リース契約を24年7月から見直したことによるもので、工事請負費では学校校舎第3棟高架タンク取りかえ補修工事を計上しているとの説明であります。

委員より、校内高木伐採処分手数料が多額に計上されているが、記念樹等の伐採についてはの問いに、当然、協議するとの答弁でありました。

西小学校の学校管理費の賃金では、学校生活支援員1名増加によるもので、使用料及び賃借料の使用料では、AED使用料が総務課予算から各課予算となったため計上しているとの説明であります。

次に、東・西小学校の教育振興費の扶助費では、前年度実績見込みでの増額を計上しているとの説明であります。

東中学校の学校管理費の報酬では、聴覚障害者である新1年生1名に配置する生活支援員で、賃金では図書整理事務のパート雇用で、役務費では校内高木伐採処分手数料で、委託料では東・西中学校環境整備事業に伴う工事設計委託で、使用料及び賃借料の使用料では、AED使用料が総務課予算から各課予算となったため計上しているとの説明であります。

委員より、図書司書事務は各学校にいるのではの問いに、東・西中学校は学級担任や教科授業を持ちながらの図書司書業務を兼ねているので、図書事務補助のために予算を計上したとの答弁でありました。

西中学校の学校管理費の使用料及び賃借料の使用料では、AED使用料が総務課予算から各課予算となったため、計上しているとの説明であります。

次に、東中学校の教育振興費の備品購入費では、新たに体育館ステージにあるピアノな

どを購入するもので、扶助費では前年度実績を見込んでの減額を計上しているとの説明であります。

西中学校の教育振興費の需用費では朝倉市の中学校との姉妹都市交流事業に伴う費用を、備品購入費では新たにデジタルビデオカメラなどを購入するもので、扶助費では前年度実績見込みでの増額を計上しているとの説明であります。

委員より、東・西小中学校教育振興費の遠距離通学費補助金について、町内巡回バス利用との関係はできないのかの問いに、政策推進課と協議していくとの答弁でありました。また、扶助費の要・準要保護児童生徒について、生活保護費の引き下げがあった場合の影響についての問いに、現時点ではまだわからないとの答弁でありました。

次に、学校給食費の給食センター費の需用費修繕料の営繕では、24年度に実施した点検に基づき、老朽化している冷凍庫及び冷蔵庫の冷却システムの入れかえ補修を実施するもので、役務費の手数料では夏季休業期間中に実施する調理場内高所清掃作業及び排水管清掃を計上したものであります。

委員より、冷凍庫が老朽化しているとのことだが何年経過しているかの問いに、センター設立からで県内でも一番古いとの答弁でありました。

委員より、学校給食会の事務嘱託員の仕事の内容についての問いに、給食センターの管理業務及び給食会の事務全般になるとの答弁でありました。

また委員より、学校給食でのアレルギー対策についての問いに、献立表により保護者と協議するなど、万全な対策を講じているとの答弁でありました。

次に、社会教育課です。

初めに、社会教育総務費では、委員より、高鍋湿原など施設の環境整備を行う嘱託員とあるが、具体的な仕事の内容はの問いに、草刈り等の作業関係を中心に看板等の新設、修繕なども行っている。嘱託員を2名にしたことで、町外からのお客様も毎年ふえてきて、評判もよいとの答弁でありました。

次に、公民館費では、新規に中央公民館・蚊口学習等共用施設にAEDのリース料を。また、グリーンニューディール事業の附帯工事部分の工事設計委託費を計上しているとの説明であります。

委員より、中央公民館太陽光発電設置の工事設計委託費と事業費についての問いに、工事設計委託費は290万円で、事業費についてはグリーンニューディール事業補助金を活用し、約4,750万円の計画で、6月の肉づけ予算で計上する予定との答弁でありました。

次に、図書館費では、新規にAEDのリース料を計上しているとの説明であります。

委員より、古文書のデジタルデータ化と修復解読終了年度の予定はの問いに、進捗状況にもよるが、専門的な技術が必要であり、年間60冊から70冊の修復などで、あと10年か20年か相当時間がかかる予定なので、同時に進めながら、まずデジタルデータ化することにしたとの答弁でありました。

次に、文化財保護費の一般文化財保護費では、今後、花守山開発、東光寺・鬼ヶ久保線、島田圃場跡地の新たな開発に伴い、埋蔵文化財の試掘等、確認作業の増を計上したとの説明であります。

委員より、試掘作業の経費及び文化庁を含む今後の計画についての問いに、経費は賃金で計上、文化庁の補助はなく、試掘により本調査になれば今後、補正予算が伴うとの答弁でありました。

委員より、試掘の場所は決まっているのか、また、高鍋大師石仏の支柱などが試掘の対象になる可能性があるかの問いに、まだ開発計画の協議を具体的にしていないので決まっていないうが、対象になる可能性があるとの答弁でありました。

歴史総合資料館費では、新規でAEDのリース料を計上しているとの説明であります。

生涯学習推進費の高鍋湿原費では、委員より、高鍋湿原を専門的な学術調査することについて具体的に詳しくとの問いに、県補助金で新規事業を行うもので、専門的に学術調査ができる方が高鍋におられないので、宮崎植物研究会の方に来ていただく旅費、会議費、学術調査の労務雇の賃金、事務費として報告書の原稿作成への謝礼、消耗品費、成果品として1,200円の500冊で63万円の印刷製本費で、全体的な事業費としては113万6,000円になる予定であるとの答弁でありました。

次に、美術館費では、新規でAEDのリース料を計上しているとの説明でありました。企画展示事業費では、特別企画展として、いわさきちひろ展、マイモナリザ展、宮崎市出身の東村アキコのアニメ展、西都市出身の弥勒祐徳展、高鍋大師写真展を計画しているとの説明であります。

委員より、美術館の基金積立金はこの問いに、1,009万9,000円との答弁でありました。また、過去、基金を取り崩したことがあるかの問いに、児島虎次郎展等のときに取り崩したことがあるとの答弁がありました。

次に、保健体育総務費の報償費の県外大会出場奨励金では、委員より、補助金から奨励金に変更し、当初予算から計上した背景についての問いに、従来まではその都度補正予算を計上して議決をいただいていたが、今回改善したことで大会出場に伴う書類の提出があれば速やかに奨励金支給ができ、大会に行く前からも旅費等に充てられるとの説明であります。

体育施設費の勤労者体育センター費では、新規でAEDのリース料を計上しているとの説明であります。体育館費では、緊急防災減災事業を活用し、避難所としての機能を備えた町体育館の大規模改修工事建設費用を計上しているとの説明であります。

委員より、町体育館に太陽光発電設置の考え方はこの問いに、屋根がフラットでないので無理との答弁がありましたが、委員より、検討してグリーンニューディール事業補助金活用等での肉づけ予算の要望がありました。

委員より、大規模改修工事内容の補足と工期についての問いに、フロアの高さは変えないで、2階構造でステージは撤去、その後に体育器具関係の倉庫や控え室、地下は埋める、

2階は備蓄倉庫や控え室でミーティングルームとして使える、アリーナ自体の面積はふえ、2階に上がれる階段をつくり、工期は7月から3月末までを予定しているとの答弁でありました。

最後に、健康福祉課です。款では民生費と衛生費であります。

民生費からですが、項では社会福祉費であります。

まず、社会福祉総務費では、国民健康保険特別会計繰出金が増額になっているとの説明であります。老人福祉費では、後期高齢者医療特別会計繰出金と委託料が減額となっているとの説明であります。老人措置費では、措置人数が24年度は46人、25年度は48人で2名の増加を見込んでいるが、入所予定者の介護障害サービスによって基準額の減額等があり、その差が生じたため減額になっているとの説明であります。障害福祉費では、扶助費の増額で基幹相談支援センター委託に係る委託料の新設、療養介護給付医療費、障害者相談支援費、障害児支援相談費の計画相談の支援事業を新規に計上しているとの説明であります。

委員より、基幹相談支援センターについて、委託する場合の有資格者の問いに、委託できる先が指定一般相談支援事業者、もしくはその他厚生労働大臣が認め定めるものとなっており、指定一般相談支援事業者は県に届け出がなされて指定されている障害者の相談支援事業者になっていて、相談支援専門員が必ずいることになっている。相談支援専門員は、研修を受けた研修修了証を持っていること。精神保健福祉士、社会福祉士とか専門的な資格を有した職員を想定しているとの答弁でありました。

また委員より、個人でも受託できるかの問いに、個人では余り例がなく、町内には指定一般相談支援事業所が3事業所ある中での委託になるとの答弁でありました。

委員より、委託は随意契約なのか、選考基準はの問いに、相談支援に関しては、最終的に子供から高齢者まで一貫してできるところで、地域包括支援センターを受けているところが望ましいと考えている。しかし、他の2事業所は人間的なものが少し追いついてきていないところが見受けられるので、随意契約になるものとの答弁でありました。

委員より、町外の事業所でもよいかの問いに、高鍋町内に精通された方がいいと考えますので、高鍋町内の事業所が好ましいとの答弁でありました。

また委員より、障害福祉費の扶助費の訓練等給付費の効果についての問いに、就労移行支援と就労継続支援に関しましては、障害者が働ける場の一つとしてもなっていて、そこで上げた収益から工賃というものが支払われるようなシステムの訓練になります。グループホームは、自宅での生活が無理な方たちが寝泊りをこのグループホームでして、日中の活動は就労継続支援事業を使ったりとか、地域活動支援センターに行ってお過ごされている。現在7名の方が利用されています。自立訓練に関しましては、身体障害者の方は機能回復訓練を、知的障害者、精神障害者の方は日常生活をするための訓練を受けることとなりますが、余り自立訓練を受けられている方は少なく、それぞれで2名と2名です。補足給付とは、グループホームに入所している方の家賃補助とかになります。訓練と給付が日中

活動の場を提供してもらうことになりますので、障害者の方が余り家に引きこもることがないようにする、そういう効果を目指していますとの答弁でありました。

委員より、同じく障害福祉費の扶助費の療養介護医療費の本年度予算からの計上について及び、なぜ町外なのかの問いに、24年度からの事業でしたが、それまでは県がしていました障害児の施設に入所している障害者の方に対して支給していたものが、24年度から高鍋町においてきて9月の補正予算で対応。また、高鍋には障害者の方の療養介護の医療機関がないとの答弁でありました。

福祉センター費の光熱水費では、電気料の増により計上しているとの説明であります。介護保険事業費の繰出金では、介護給付費の増により計上しているとの説明であります。高齢者等多世代交流拠点施設費では、新規施設開設に伴う管理料等、及び諸経費を計上しているとの説明であります。

次に、項では児童福祉費であります。

まず、児童福祉総務費の賃金では、一般事務雇賃金が児童措置費の子ども手当費からの科目変更により計上しているとの説明であります。児童措置費の扶助費では、児童手当人数の減により計上しているとの説明であります。

委員より、扶助費の児童手当関係の特例給付とはの問いに、高額所得者に支給するもので、医師とかパイロット関係の方が受けているとの答弁でありました。

委員より、委託料の放課後児童クラブ事業について、にっしん、高鍋幼稚園、なでこの運営内容についての問いに、基本的には東小、西小と運営の形態は同じであるが、若干違うといえば、東小、西小の児童はそのまま残ることができるという答弁でありました。

委員より、児童に対して遊具等の使用に制限や制約があると聞いているがの問いに、以前事故があり、遊具等を制限したと聞いたことがあるとの答弁でありました。

委員より、東小、西小は町の施設で、その他の3園は個人の施設で、補償関係等が生じたときのこともあり、制約・制限を設けたとしても、子供は外で遊びたいので、積極的に学校の空き教室等の活用を教育委員会と協議し、子供がにぎわう学校にしたらの問いに、教育委員会とは協議しているがなかなか実現に至っていないとの答弁でありました。

また委員より、委託料の子育て短期支援事業の予算が少ないのではの問いに、余り幅広く使われるものではなく、限られた範囲で使われるので需要は少ないとの答弁でありました。

委員より、町長が打ち出している子どもがにぎわうまちづくりが町長の第一の公約だが、児童措置費の中で高鍋町だけが行っている事業はあるかの問いに、ファミリーサポートセンター事業は郡内では高鍋町だけであるが、県内での高鍋町単独の事業は今のところないとの答弁でありました。

委員より、公約をぜひ実現するためにも6月の肉づけ予算に提出すべきではの問いに、町単独の事業を模索しているとの答弁でありました。

母子福祉費の扶助費では、ひとり親家庭医療費の増により計上しているとの説明であり

ます。児童福祉施設費の減額の主な要因ですが、これは職員数の減及び育児休業者分によるものでありますが、新規に保育士嘱託員報酬を計上しているとの説明であります。

次に、項では保健衛生費であります。

まず、保健衛生総務費の負担金補助及び交付金では、救急医療負担金の増により計上しているとの説明であります。予防費の委託料では、平成24年度の実績見込みで計上しているとの説明であります。

委員より、予防費の減額予算計上についての問いに、24年度は各種予防接種、インフルエンザ予防接種を受ける人が見込みよりも少なかったため、前年度比減で計上したとの答弁でありました。

また委員より、健康増進事業のがん検診、特定健診の効果についての問いに、早期発見早期治療につながり、医療費抑制にもつながっているとの答弁でありました。

次に、健康づくりセンター費では、委員より、プール施設管理運営業務委託について、単年度契約なのか、随意契約なのかの問いに、単年度契約で随意契約を考えているとの答弁でありました。

委員より、24年度契約の業者は何年契約しているのかの問いに、8年目に入るとの答弁でありました。

また委員より、委託の業務の内容はの問いに、安全衛生管理、監視業務、各種教室の委託等で、水中運動普及員の協力もしているとの答弁でありました。

委員より、職員は常駐しているのか、また職員は町内の人かの問いに、職員、パートが常駐し、ほとんどの人が町内雇用であるとの答弁でありました。

委員より、長年随意契約してきた理由についての問いに、随意契約理由書により仕様書を作成し、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に基づきまして、随意契約をしているとの答弁でありました。

委員より、見積書の妥当性はどこで判断してきたかの問いに、当初3社から見積もりが出てきたが、1社辞退され2社の見積もりの金額が大幅に違ったので安いほうに委託し、現在に至っている。なお、今年度はプール監視業務が警備法の適用となったため、職員研修費が増加したため増になっているとの答弁でありました。

また委員より、総括責任者の業務1時間単価1,600円は最低賃金に比べ倍以上にもなり高いのではの問いに、水中での業務等、専門性を考慮すると妥当であるとの答弁でありました。

以上、質疑は終わり、議案第21号平成25年度高鍋町一般会計予算中、関係部分について採決に入り、委員賛成少数で否決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（山本 隆俊） 以上で、文教福祉常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第10号高鍋町持田地区高齢者福祉センターの指定管理者指定について質疑

を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第13号高鍋町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第16号高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） この別表の中で、質疑で報告の中にはなかったような気がするんですが、トレーニングルームですよ、これには大体どのような設備が行われているのかってという説明とか質疑はなかったかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（青木 善明君） お答えいたします。

トレーニングについては説明もございませんし、質疑もありませんでした。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。なぜそのようなことを聞くのかっていうのは、総合体育館にもトレーニングルームってあるんですけども、今、もし新しい機械とかが入れば、個人で勝手に利用して、もし万が一けががでもするようなものであれば、またそこにはちゃんと施設管理者っていうのがいらっしゃいますけれども、報告の中では陶芸に関する専門的な知識を持たれてる方を雇いたいという意向が明らかになったようなんですけども、やはりトレーニングルームにどんなものが設置されるかによって、やはり、それらについてもある程度専門的な知識がないと、もし万が一事故が起きたとかそういう場合に備えて、ここは特に多世代間の交流拠点ということで、そして障害者の方ももちろん利用されると思います。それについては十分安全配慮をしていかないと、もし万が一けががでもしたりした場合の補償関係とかが生じてくるんじゃないかというふうに思いましたので、このトレーニングルームには大体どんなものが置かれるのか、そしてそれはどのように利用したらいいのか。また、だからこれは利用が制限されるものなのかということも含めて、しっかりと委員会の中で審査をされたんじゃないかなと私は思ったんですね。というのは、やはりいろんな方が、子供さんからお年寄りまで全部使われるということで、やはり安全なものというのが第一だと思うんです。

トレーニングルームでも、じゃあ、何にもなくてただ広くとってあってっていうことであれば、それはそれで、そこを利用する人たちの自分たちが持ってきた機材とか持ち込んでするべきなのかということもちょっと聞きたかった部分があったんです。説明がなかったということですので、説明、また私も後で聞きますけど、済いません。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議案第18号高鍋町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第21号平成25年度高鍋町一般会計予算中、関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑は全て終わります。

これから、1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第10号高鍋町持田地区高齢者福祉センターの指定管理者指定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第10号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第10号高鍋町持田地区高齢者福祉センターの指定管理者指定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号町道路線の廃止について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第11号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第11号町道路線の廃止については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号町道路線の認定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第12号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第12号町道路線の認定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号高鍋町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第13号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第13号高鍋町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号高鍋町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第14号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第14号高鍋町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号道路占用料徴収条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第15号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第15号道路占用料徴収条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第16号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第16号高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号高鍋町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第18号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第18号高鍋町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号高鍋町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の制定について、

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第19号高鍋町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

この条例制定では、第2条から見る限り、個人が使用できるという項目はありません。したがって、質疑のときの答弁からすると、曖昧な形での条例制定ということになり、目的に沿った使用が可能でないと考えます。運営のあり方も、委員長報告から考えて、十分に審査できているとは考えられません。条例の制定というのは、目的を明らかにし、その活用が目的に沿ったものでなければならぬと思っております。

近年、法律、条例等を軽んじる風潮が見られます。また、議員も条例などの制定に当たっては、みずからが提案することもできます。私もできていませんが、何々などという言葉を入れれば、少なくとも個人が使用できる。私は、そう判断しております。条例を軽んじることは避けたいと考え、信念に従って反対といたします。

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから、議案第19号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数であります。したがって、議案第19号高鍋町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号高鍋町風致地区内における建築等の規制に関する条例の制定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第20号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第20号高鍋町風致地区内における建築等の規制に関する条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号平成25年度高鍋町一般会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第21号平成25年度高鍋町一般会計予算に対し、反対の立場で討論を行います。

骨格予算であっても、扶助費など必要な経費については上げなければなりません、近年、扶助費の増大などによって地方自治体の予算は圧縮されたものになり、地方の特性のある予算づくりができないこと、苦慮されている内容であると考えます。

税務課の徴収嘱託員について、住民への税納付に関してたゆまない努力の結果、今年度から1人体制とされるようです。全体的に職員配置が大変であるとは考えます。できれば、もう少し職員数を増加することが望ましいと考えますが、それが反対の理由ではありません。

商工関係予算で、観光協会及び観光に関する費用が膨らんできています。商店街はまちなか活性化事業として、舗装事業も含んで、3年間で5,000万円余りのお金をつぎ込んできました。しかし、終了すれば、結局はお金頼みと言わざるを得ないような結果となっています。花守山については、植栽に関しては住民の出費及び協力で何とか2回の植栽事業を終了いたしました。観光開発というなら、花守山だけでなく、これから島田圃場も大いに期待できます。分散することについてデメリットとなる要素を含んでもいますが、点での整備には大きなお金をかけて、そのまま利用しないで横に置くというのが、今までの高鍋町ではなかったでしょうか。点は線でつないで初めて面となり、その効果は増大します。

何もしなければ何も生まれないことは十分に承知していますが、今までどれだけの予算をつぎ込んできたでしょう。美術館、資料館、黒水邸、商店街事業、温泉は今でこそ赤字ですが、当初は利益を生み出していました。それも、支配人頼みだったような気がいたします。私たちはこのようなお金を使い、住民への文化、福祉に役立ててきたのでしょうか。反省すべき点が多々あります。だからこそ、花守山では木を買って植えるだけでなく、みずからがお金を出して管理してこそ愛着が湧き、次世代へ残す大きな財産になることを提案し、実現してきました。花守山に取りつけ道路を含む山の形状を考えたとき、安全策を講じる工事が始まると考えますが、これまた公共事業とはなるのでしょうか。とにかく観光開発については、住民とのコンセンサスが必要です。公共事業を生み出すための事業では、せっかくの希望が台なしです。

町長は、私の一般質問での答弁で、商店街の活性化が中断されたのは、道路工事のせいだと言わんばかりの答弁でした。高鍋の大事な産業は農業です。県は、第6次産業として、農産物を加工し、農業者所得を上げることを考えておられるようです。商店街活性化事業のときのように、町長が乗り気でないのがちょっと残念だと思います。観光開発も大事ですが、まずは、農業者の所得アップに対しての支援策を独自で図るべきときではないでしょうか。6月補正では、そのような内容となることを期待して反対の討論といたします。

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで、討論を終わります。

これから、議案第21号を起立によって採決します。本案に対する総務環境常任委員長及び産業建設常任委員長の報告は可決、文教福祉常任委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数であります。したがって、議案第21号平成25年度高鍋町一般会計予算については原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩したいと思います。13時から再開します。

午後0時00分休憩

.....  
午後1時00分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

日程第12. 議案第17号

日程第13. 議案第22号

日程第14. 議案第23号

日程第15. 議案第24号

日程第16. 議案第25号

日程第17. 議案第26号

日程第18. 議案第27号

日程第19. 議案第28号

○議長（山本 隆俊） 日程第12議案第17号高鍋町指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の制定についてから日程第19、議案第28号平成25年度高鍋町水道事業会計予算まで以上8件を一括議題といたします。

本8件は特別会計等予算及び条例審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、柏木忠典議員。

○特別会計等予算及び条例審査特別委員会委員長（柏木 忠典君） 平成25年第1回定例町議会6日の本会議で、特別委員会に審議を付託されました議案第17号、22号、23号、24号、25号、26号、27号、28号、以上8件の議案につきまして、特別委員会における審査の経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

審査の日程は、3月6日、7日、8日の3日間、当日は第3会議室におきまして※議長を除く15名の委員出席のもとに、執行当局に関係課長、各担当者の出席を求め、本案に対する詳細説明を求め、慎重に審議審査を行いました。

以下、御報告を申し上げます。

議案第17号高鍋町指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条

※後段に訂正あり

例の制定についてでございます。

この案件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び介護サービスの基準強化のための介護保険等の一部を改正する法律が制定され、それらの中でこれまで厚生労働省で定められていた介護サービスにかかわる基準を町で定めることになり、条例制定に当たり、申請者の資格、入所定員において従うべき基準、参酌する基準については、これまでの国の基準と異なる特段の事情や地域性が認められないことから、厚生労働省の基準のとおりにしたということの説明がありました。

質疑に入りまして、委員より、入所定員の介護度別に人員が必要ではないかという問いに対しまして、指定地域密着型サービスの人員、施設及び運営に関する基準によって職員配置基準が決められているとの回答でありました。

以上、討論はなく、慎重審議審査の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号平成25年度高鍋町国民健康保険特別会計予算についてでございます。

予算の総額は29億6,112万8,000円で前年度比5.2%の増です。歳入の増は医療費の見込み増から国庫負担金が増加すること、繰入金に基金より1億5,000万円を取り崩し計上したこと、歳出では医療費を例年並みの5%と見込んでいること、後期高齢者支援金、介護納付金がいずれも1人当たり負担額の増により増加していると説明を受けました。

質疑に入りまして、委員より、平成24年度の繰越金、最終的にどのくらいになるのかという問いに、1億5,000万円を見込んでいる、またレセプト点検の効果をどのくらい位見込んでいるかという問いに対しまして2,000万円を見込んでいる、また、高鍋町の特定健診の受診率はどのくらいかの問いに対しまして、平成23年度で36%位、平成24年度は40%を見込んでいるという回答でありました。

糖尿透析で町内外に入院されている患者の把握はされているのかという問いに対しまして、透析患者は国保だけで30人弱だが、入院者数は把握していないという答えでありました。

保険税を1世帯当たり5,000円下げるには、どのくらい一般会計から繰り入れればよいのかという問いに対しまして、2,000万円程度であるという回答であります。

このデフレ経済状況の中、基金や一般会計を使って保険税を下げるべきではないかという意見に対しまして、年々医療費が伸び、その分、税負担も伸びていく中、下げるのは、非常に厳しいという答えであります。

以上、質疑を終わりました。反対討論があり、慎重審議審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号平成25年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算についてござい

ます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ4億4,407万9,000円で前年度比1.9%の減です。主なものは、広域連合への納付金で引き続き健康診査、温泉無料保養券の交付を実施するとの説明がありました。

質議に入りまして、委員より、温泉券の使用枚数が60%であるが、利用されなかった原因の把握はされているのかという問いに対しまして、もらったけれども足腰が弱って行けなくなったなど、利用者の高齢化が1つの原因ではないかという答えであります。

ファイアーウォール保守の一般会計負担のように一括してすることによって経費削減できるのは他にないのかという問いに対しまして、ほかはないという答弁であります。

健診データ管理手数料の直接支払いによって負担が大きくなるのかという問いに対しまして、もともと広域連合が負担しているものなので変化はないという回答であります。

以上、賛成討論があり、慎重審議審査の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号平成25年度高鍋町下水道事業特別会計予算についてでございます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ3億9,770万4,000円で、平成25年2月末の水洗化率は76.8%、水洗化率については毎年管路が延長されているので増減があるが、前年度比0.6%の増となる。総接続世帯数2,500世帯で接続人口5,500人、平成25年度は国庫補助対象事業費7,200万円で事業を行う予定である、主なものは下水道工事、予定箇所は蓑崎交差点から脇方面へ入った住宅地と中鶴の西都線信号機交差点の周辺であるということです。

歳入の主なものは下水道使用料、国庫補助金、一般会計繰入金、町債等で、歳出の主なものは工事請負費、浄化センター運転管理諸経費、公債費等であります。

特徴的なことは、25年度から長寿命化計画に沿った電気工事委託を下水道事業に委託して、施設の長寿命を図ること等との説明がありました。

質議に入りまして、委員より、一般会計繰入金の算定基礎はあるのかという問いに対しまして、負担金や使用料、国庫補助金等を算定して不足分を一般会計から繰り入れるという答弁であります。

また、浄化センター管理委託の算定基礎はという問いに対しまして、歩掛をもって算定しているが、見積もりをとり、協議の上計上しておりますということで、その積算根拠資料の提出を求め、いただきました。

水洗化率は、郡内はどうなっているのかという問いに対しまして、川南と木城が行っているが、はっきりした率は把握していないが、木城は接続条件等が良いので高い水洗化率であるという答えでございます。

未請求問題について、税務課に移管する旨の説明がありましたが、今後の徴収体制を確認するためにも税務課長にお越しをいただいて説明を受けたいとの要望がありまして、税務課長に来ていただきました。上下水道課長より、収納向上対策会議において4月以降、

時期未定ですけれども、4月以降に税務課収納係においての対応となる。対象者には下水道から、今後このような体制になるとの文書を作成して発送すると、現在そのことにして詳細に税務課と協議中であるという説明であります。

税務課長より、勧告書の発送、税の相談を行い、応じない方については財産調査を行い、差し押さえもあり得るという説明がありました。

委員より、発送文書については理解の得られるような文書にしていきたいとの要望がっております。

また、徴収に関する条例との関係はどうなっているのかの質疑に、下水道条例第15条に使用料の徴収がうたってある。また下水道使用料は強制徴収公債権に属し、税務課での徴収も法的に問題はないという回答でございます。

討論はなく、慎重審議審査の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号平成25年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額は、1,136万9,000円であり、前年度と比較しますと、21,000円増額となっております。

歳入の主なものは、※各市町村からの負担金と介護特別会計からの繰入金、歳出の主なものは、介護認定審査会委員の報酬、委員の費用弁償、パソコンリース料等を含む事務的経費であるとの詳細説明がありました。

以上、討論はなく、慎重審議審査の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号平成25年度高鍋町介護保険特別会計予算についてでございます。

予算編成の概要は、第5期介護保険事業計画の2年目に当たりまして、平成24年度上半期の実績と同事業計画の基礎数値に基づいて編成されているとのことでございます。

予算総額は、対前年度比11.2%増の16億7,472万5,000円で、有料老人ホーム開設、春光会が運営を予定しております地域密着型介護老人福祉施設としんとみ希望の里の増床により居宅サービス給付費、施設介護給付費、地域密着型介護給付費が増加を見込んでいるとのことであります。

新規事業についての説明がありまして、認知症の高齢者にGPSの機能のついた※緊急通知装置を貸与するとのことでの説明がありました。

質疑に入りまして、委員から、認知症の方はその携帯を持っていること自体を忘れてしまうのではないかと、それより周りの認知症を見守る環境づくりのほうが大切ではないかという意見が出されまして、新機種については携帯の前を高齢者の方が移動するだけでも感知する機能がついている、それが安否確認につながるとのことでありました。

以上、討論なく、慎重審議審査の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号平成25年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算について

※後段に訂正あり

でございます。

当初予算総額は歳入歳出それぞれ1,700万6,000円で、平成25年4月より新規加入による使用者増に伴う使用料の歳入増、水田等の使用水料がふえることによる国や改良区等へ支払う負担金や使用料等の増額により平成24年度予算から歳入歳出とも増額になる旨の詳細説明がありました。

質疑に入りまして、委員から、新規加入はほとんど水田かとの質疑に対しまして、新規加入は13件のうち4件が水田での、加入との回答でございます。

以上、討論なく、慎重審議審査の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号平成25年度高鍋町水道事業会計予算についてでございます。

平成25年度は給水予定戸数8,766戸、1日給水能力9,000立米、1日平均配水量6,027立米で業務を予定しているということです。

水道事業の主目的は町民に安心安全な水を供給するとのことでございます。その目的のために、職員一丸となって取り組みたいとの説明がありました。

営業収益の主なものは、水道料金、給水負担金、他会計からの負担金等であり、営業費用の主なものは、修繕費、動力費、人件費等、また減価償却費、企業債利息等多額です。資本的収入では、企業債が主なもので、支出としては配水管の新規工事、布設がえ工事が主なもので、工事のための財産購入も考えているとの説明がございました。

討論はなく、慎重審議の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、特別委員会に付託されました8件の議案につきまして、審査の経過と結果につきましての報告を終わります。

○議長（山本 隆俊） しばらく休憩します。35分まで休憩したいと思います。

午後1時25分休憩

.....

午後1時35分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

委員長。

○特別会計等予算及び条例審査特別委員会委員長（柏木 忠典君） 大変申しわけありません。訂正をお願いしたいと思います。

まず、当初、議長を除く15名で構成するということを行ったそうです。議長を除く14名に訂正してほしいと思います。

それから、議案25号、これ、高鍋町介護認定審査会特別会計予算についてでございますが、歳入の主なものは市町村からの負担金と私が言ったそうですが、主なものは木城、新富の負担金と訂正をお願いしたいと思います。

それから、26号です、新規事業についてですが、緊急通知装置と言ったそうですが、これを緊急通報装置というふうに訂正をお願いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 以上で特別委員長報告を終わります。

質疑については、全議員構成の特別委員会でありますので省略いたします。

これから、1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第17号高鍋町指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の制定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第17号高鍋町指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

地方分権一括法に基づき地方自治体の基準に沿った条例を制定し、地方自治体が責任を持って事業者に対応できるものである。

基準条例そのものについては、総括質疑でも明らかにしましたが、不十分な部分については、これからの研究課題ということで賛成できると考えました。

○議長（山本 隆俊） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから議案第17号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第17号高鍋町指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号平成25年度高鍋町国民健康保険特別会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第22号平成25年度高鍋町国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

特別委員会で委員長の報告にもありましたけれども、繰越金のおおむね予想残高を聞きましてところ1億5,000万円余とのことでした。

確かに基金からの繰り入れが1億5,000万円ありますけれども、この金額からして基金を積み増したいとの意向が見えております。宮崎市では国保運営協議会で保険料の引き上げに全員反対し、予算を提案できなかったことが報道されました。

確かに、高鍋町は引き上げこそないものの、せめて繰越金だけでも全額投入し、基金をわずかでも投入することにより、1人当たり2,000円くらいの引き下げは可能だったはずでした。

国保関係でも健康づくりに力を注いで税の収納にも力を尽くしていることは評価できません。

国保税は単年度で処理するほうが望ましいことが一つと、国は昭和の後期に、それまで45%拠出していた医療費負担を38%に減らし、今また34%にまで落としています。

国がすることと地方自治体が手を打たなければ、ますます暮らしに直結する、命を守る保険が失われていきます。国に対して異議を申し立てると同時に憲法で保障された最低限の生活を守り、福祉を享受することを地方自治体は前面に立って住民を守る必要があると考え、反対とします。

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから議案第22号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数であります。したがって、議案第22号平成25年度高鍋町国民健康保険特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号平成25年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第23号平成25年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算に賛成の立場で討論を行います。

広域で行っているからと高鍋町での疾病状況について詳しい状況がわからず対応に苦慮をしていたことと思います。しかし、今回のシステム改修によって、わずかでしょうが高鍋町の疾病の状況が判断できるのではないかとの答弁がありました。

広域で行っているため、高鍋町などのように基準財政需要額の大きいところでは保険料は割安になると考えます。

これからも、無料温泉券などが介助者への助成もできるようになると、もっと居宅で訪問医療などで、入院せずに医療費が増大しない策も講じることができると考えます。

要望して賛成討論といたします。

○議長（山本 隆俊） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから議案第23号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第23号平成25年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号平成25年度高鍋町下水道事業特別会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第24号平成25年度高鍋町下水道事業特別会計予算について賛成の立場で討論を行います。

下水道事業については、水をきれいにし、環境整備に役立っていると考えますが、つなぎ込み率がよくなるように、リフォーム事業などを立ち上げていただきたいと思います。

また、徴収漏れについては、税務課担当部局での対応となることによる住民からの苦情が出ないように、きめ細やかな対応をする必要があると考えます。総括質疑でも言いましたが、事務ミスをおわびしてここまでしたからもういいだろうなどと考えるのはやめていただきたい。

税徴収とは違う対応をお願いして賛成といたします。

○議長（山本 隆俊） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから議案第24号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第24号平成25年度高鍋町下水道事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号平成25年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算についてこれから、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第25号平成25年度高鍋

町介護認定審査会特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号平成25年度高鍋町介護保険特別会計予算についてこれから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第26号平成25年度高鍋町介護保険特別会計予算に賛成の立場で討論を行います。

介護保険事業の保険料は3年に1回の見直しですが、介護事業者がめじろ押しです。

特に有料老人ホームが、デイサービスを併用しており、その運用には注視する必要があると考えます。利用しやすい介護保険として保険料を引き上げず、居宅介護が支援できる体制も維持していただきたい。

また、地域密着型の施設については、時には施設整備では問題点がないか、地域との連携ができていないかなど調査を充実していただきたい。

そうすることにより、利用しやすいものとなる考えます。

災害時対応についても、日常訓練などを点検し、安心、安全な施設として利用者から喜ばれる施設としていけるように今後も指導、助言していただきたいと考え、賛成といたします。

○議長（山本 隆俊） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから議案第26号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第26号平成25年度高鍋町介護保険特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号平成25年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第 27 号平成 25 年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 28 号平成 25 年度高鍋町水道事業会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7 番、中村末子議員。

○7 番（中村 末子君） 議案第 28 号平成 25 年度高鍋町水道事業会計予算に賛成の立場で討論を行います。

水道会計での資金運用を初め、工事の状況から考えて計画的に行われていることがうかがえます。しかし、耐震問題など、南海トラフのような大きな地震、津波時の対応が速やかにできているのかという点、必ずしもそうではないようです。

また、非常用飲料水の袋なんですけれども、これは全世帯を対象に準備してあります。しかし、竹鳩の浄水場のみに置いてあるとのことでした。これは、水道課だけで考えるのではなく、全体的な計画で行うことが望ましいと考えます。

半分ずつに分けて保管するなど、きめ細やかな対応が望まれるところです。

また、耐震性のある水道施設、管布設に関しては新たに資金力を検討しながら提案していただきたい。

有収水量を確保することは地道に漏水調査など行うことだとの答弁がありました。漏水調査に関しては、非常に経験と勘の鋭い状況をつくり出せる人材の育成が必要だと聞いております。

これからも、安全、安心な、安い水の供給に尽力していただきたいと考え、賛成といたします。

○議長（山本 隆俊） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから議案第 28 号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第 28 号平成 25 年度高鍋町水道事業会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第 20、発議第 2 号

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第 20、発議第 2 号地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

趣旨の説明を求めます。5 番、緒方直樹議員。

○5番（緒方 直樹君） それでは、いたします。発議第2号地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書について、提出者、緒方直樹、賛成者、時任伸一、後藤隆夫、徳久信義、岩崎信や、以上であります。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

それでは、趣旨説明をさせていただきます。

森林には、木材を供給するという役割のみならず、地球温暖化の防止や国土の保全など国民生活に欠かせない多くの役割があり、特に地球温暖化の防止に関しては森林の整備そのものが二酸化炭素吸収源対策として大きな役割を担っている。

このような中、国は税制による地球温暖化対策を強化する観点から、「地球温暖化対策のための税」を昨年10月から導入したところであるが、その使い道は地球温暖化対策の1つである、エネルギー起源二酸化炭素排出抑制施策に限定され、もう1つの大きな柱である森林吸収源対策には全く充てることができない仕組みとなっている。

地域経済が疲弊している中、必要な財源を確保した上で森林と路網の整備を適切に実施するとともに、木材の利用、さらには、木質バイオマスなど再生可能エネルギーの利用を促進することにより、森林・林業が再生し、これにより地域経済の活性化と雇用の確保が図られることとなることから、国全体で地球温暖化問題を真剣に取り上げ、森林吸収源対策を強力に推進していく必要がある。

よって、国においては、森林吸収源対策の財源確保に関して下記事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、地球温暖化対策を着実に進める観点から、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を位置づけ、森林・林業・林産業における地球温暖化対策の実行に必要な財源を確保するための措置を講じること。

2、確保した財源によって森林と路網の整備を進めるとともに、再生可能エネルギー源としての木質バイオマスの利用促進や、二酸化炭素排出抑制対策にもつながる住宅分野における建築用材など木材の利用への支援を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年3月19日、宮崎県児湯郡高鍋町議会。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣、そして最後に内閣官房長官であります。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 以上で説明は終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第2号を起立によって採決します。原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員と認めます。したがって、発議第2号地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第21. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第21、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

---

### 日程第22. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第22、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中を含め次期定例会に係る諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

---

### 日程第23. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第23、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定いたしました。

---

○議長（山本 隆俊） 以上で本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

これで平成25年第1回高鍋町議会定例会を閉会します。

2時10分から議員協議会を開きたいと思いますので、第3会議室のほうにお集まりください。

午後2時00分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員